

# 青森県報

第六百四十号

令和五年  
七月二十四日  
(月曜日)

## 目次

### 告示

○特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………(水産振興課) ……  
○漁船保険付保義務の同意を求めるための届出……………(下北地域) ……(県民局) ……

### 公告

○大規模小売店舗の新設に関する届出……………(商工政策課) ……

## 告 示

### 青森県告示第四百六十四号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めためたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

令和五年七月二十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

発起人の住所及び氏名(名称)	区 域	区 分
下北郡東通村大字尻労字尻労六 小笠原 清春	尻労区域 尻労漁業協同	底建網漁業

下北郡東通村大字尻労字小倉一〇の四  
林 孝志 組合の地区

### 青森県告示第四百六十五号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和五年七月二十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

届 出 事 項	指定漁船調書の縦覧
加入区 の名称	期 間
発起人の住所及び氏名	場 所
むつ 市大字城ヶ沢字城ヶ沢三三 木村 司	令和五年七月 二十四日から 同年八月七日 まで
むつ市大字中野沢字小川四〇の二四 中村 正明	むつ市漁業 協同組合
むつ市大湊新町三六の一四 畑中 道安	

## 公 告

### 大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

令和五年七月二十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) 板柳複合計画

北津軽郡板柳町大字三千石字二湯六の一 外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 株式会社伊徳

秋田県大館市清水四丁目四の一五

代表取締役 塚本徹

2 株式会社薬王堂

岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目七の七

代表取締役 西郷辰弘

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 株式会社伊徳

秋田県大館市清水四丁目四の一五

代表取締役 塚本徹

2 株式会社薬王堂

岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目七の七

代表取締役 西郷辰弘

四 大規模小売店舗の新設をする日

令和六年三月七日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

三、一一八・三二平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

一四六台(位置は、届出書添付図面のとおり)

2 駐輪場の位置及び収容台数

四八台(位置は、届出書添付図面のとおり)

3 荷さばき施設の位置及び面積

一四二・四〇平方メートル(位置は、届出書添付図面のとおり)

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

四六・三六立方メートル(位置は、届出書添付図面のとおり)

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(一) 株式会社伊徳

開店時刻 午前九時 閉店時刻 翌午前零時

(二) 株式会社薬王堂

開店時刻 午前七時 閉店時刻 翌午前零時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前六時三十分から翌午前零時三十分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

三か所(位置は、届出書添付図面のとおり)

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後九時まで

八 届出年月日

令和五年七月六日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所 青森県商工労働部商工政策課及び板柳町役場

2 期間

令和五年七月二十四日から同年十一月二十四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、板柳町役場にあつては、その執務時間内とする。

十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和五年十一月二十四日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

---

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十八円九十銭